

# 北秋田市地域包括支援センター運営業務委託仕様書

## 1 業務名

北秋田市地域包括支援センター運営業務委託（中部圏域）

## 2 業務目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関としての地域包括支援センターの業務を委託する。

## 3 対象者

概ね65歳以上の要介護者及び要支援者並びに要援護となるおそれのある者並びにその家族等とする。

## 4 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## 5 業務及び内容

地域包括ケアシステム構築の体制整備を重点課題とし、そのための業務内容は次に掲げるものとする。なお、各業務に関しては、国の「地域支援事業実施要綱」及びその他関連通知又は通達等に従い、実施すること。

### (1) 地域支援事業の包括的支援事業

#### 1) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

#### ① 初期段階での相談対応

#### ② 専門的・継続的な相談支援

ア 訪問による相談や情報収集

イ 支援計画の策定

ウ サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ

エ 継続支援のためのモニタリング

オ 地域共生社会の観点に立った相談支援に関すること

#### ③ 地域におけるネットワークの構築

#### ④ 高齢者の状況の実態把握

## 2) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

### ① 成年後見制度の活用促進

- ア 成年後見制度に関する情報提供及び普及啓発等
- イ 成年後見制度の利用に関する判断
- ウ 成年後見制度の利用が必要な場合の申立て支援
- エ 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
- オ 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携
- カ その他成年後見制度の活用、促進に関すること

### ② 老人福祉施設等への措置の支援

- ア 緊急対応の必要性に関する判断
- イ 老人福祉法上の措置を行う必要がある場合の市との連携
- ウ 老人福祉法上の措置が行われた後の高齢者の状況把握
- エ 成年後見制度の利用等を含めた適切な支援
- オ その他老人福祉施設等への措置の支援

### ③ 高齢者虐待（養護者及び養介護施設従事者等）への対応

- ア 高齢者虐待の相談・通報時の受付、事実確認、支援等の対応
- イ 緊急対応等連携体制の構築

### ④ 困難事例への対応

### ⑤ 消費者被害の防止

## 3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等による体制整備を図ること。

また、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を通じ、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する取組支援等を行うこと。

### ① 包括的・継続的ケア体制の構築

- ア 関係機関との連携体制構築支援
- イ 医療機関との連携体制構築支援
- ウ 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援
- エ 介護支援専門員等の実践力向上支援

### ② 介護支援専門員への個別支援

- ア 相談体制の整備・周知

イ 支援困難を感じている介護支援専門員への相談対応

ウ 個々のケース対応へのケアマネジメント支援

4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的な資源が有機的に連携することができるよう、その側面的支援の基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に取り組むこと。

5) 地域包括ケアシステムを構築するための事業の充実

① 地域ケア会議の開催

担当圏域内の高齢者が抱える課題や、困難事例などの個別ケース又は地域の課題に対して、包括的・継続的な支援を実施するための方法や、把握した地域課題を解決するため、保健福祉、医療関係者、民生委員など地域の多様な関係者を集めて、当該事例を検討・協議する会議（地域ケア会議）を開催する。

② 生活支援体制整備に関する業務

NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、市と協働し、必要となる取組みを実施する。

③ 認知症総合支援業務

ア 認知症初期集中支援推進業務

認知症初期集中支援チームとの連携、支援業務

イ 認知症地域支援・ケア向上業務

「認知症地域支援推進員の設置」

認知症地域支援推進員は、認知症の人に対し、その状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関、介護サービス事業者や地域の支援機関などとの連携ネットワークを構築し、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

ウ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進業務

「チームオレンジコーディネーターの設置」※認知症地域推進員が兼務

地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター（認知症サポーター養成講座とステップアップ講座を受講した者）を繋ぐ仕組みを整備し、その運営を支援する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

1) 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び日常生活支援総合事業対象者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、

その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

2) 一般介護予防事業（予防教室）

地域における介護予防の取組や住民主体の通いの場の充実等を図るため、各種健康講座や体操教室の開催のほか、介護予防に資する地縁組織や人材の育成支援を行う。

(3) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

ただし、この指定介護予防支援の業務を行うため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22の規定に基づき市の指定を受けること。

1) 予防給付に関するケアマネジメント業務

2) 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は受託者の収入とする。

3) 指定介護予防支援事業者たる地域包括支援センターは、指定介護予防支援業務の一部を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。この委託に当たっては以下の点に留意すること。なお、第1号介護予防支援事業の一部を委託する場合も同様とする。

① 公正・中立性を確保する観点から、委託について北秋田市高齢者福祉事業運営委員会の議を経る必要があること。

② 北秋田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成27年条例第9号）第33条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるように配慮すること。

③ 委託先の指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。

④ 指定介護予防支援業務に係る責任主体は、地域包括支援センターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを行う場合も、初回の介護予防ケアマネジメント実施時に地域包括支援センターが立ち会うよう努めるとともに、地域ケア会議等を活用しつつ、その全てに関与すること。また、委託先の居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。

⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、当該地域包括支援センタ

一が指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること。

- ⑥ 指定介護予防支援業務を一部委託するに当たっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。

(4) 地域支援事業の任意事業

1) 家族介護支援事業(在宅介護者交流会)

- ① 介護者の負担軽減や心身のリフレッシュ、情報提供を兼ねた交流会を行うこと。

(5) その他仕様書で定める業務

1) 以下に掲げる市独自在宅福祉サービス事業の利用に係る支援業務

- ア 高齢者障害者等外出支援サービス
- イ 生活管理指導員派遣
- ウ 生活管理指導短期宿泊
- エ 緊急通報装置システム
- オ 配食サービス
- カ 福祉の雪事業
- キ 家族介護用品の支給
- ク 救急医療情報キットの配布
- ケ 徘徊高齢者等見守りシール交付事業

2) 毎月の報告に関する業務

毎月の実績を市の定める様式により業務実施月の翌月15日までに市に報告すること。市は、報告書の受理後10日以内にその内容を審査するものとする。

3) 年間を通じた計画的な業務の遂行に関する業務

年間事業計画及び予算書を策定し市に提出するとともに、当該計画に基づいた業務遂行に努めること。また、年間の活動報告書及び決算書を作成し、年度終了後30日以内に市に提出すること。

4) 市及び地域包括支援センター同士の連携に関する業務

5) 担当区域を越えた業務への対応

担当区域を越えた業務については、その他の区域のセンターと連携を図りながら実施することとする。

6) 高齢者福祉事業運営委員会での報告、説明等の業務

7) 介護予防事業の協働

8) 適正な記録管理に関する業務

9) 会議等への出席

- ① 高齢者福祉事業運営委員会
- ② 運営推進会議（認知症対応型共同生活介護施設、小規模多機能型居宅介護施設及び地域密着型通所介護事業所（小規模通所介護））
- ③ 民生委員児童委員協議会定例会
- ④ 地域包括ケアシステム構築のための会議への出席

⑤ その他

本業務委託契約の締結日以降、介護保険制度改正への市の対応方針の決定及び国の政令・省令などでセンターに関する新たな業務が発布された場合等により、前述の業務以外の業務を実施する必要性が生じた場合には、別途、市と協議のうえこれを実施するものとする。

6 施設の名称及び担当地域

圏域区分	センターの名称	担当地域
中部圏域	北秋田市中心部地域 包括支援センター	合川地区全域・米内沢、本城及び浦田の 大字地内

7 業務対応日時

(1) 月曜日から土曜日

ただし国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

(2) 業務時間については、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

シフト制等により上記対応ができるよう調整するとともに、業務時間外においても、緊急時の対応など常に連絡が取れるように相談体制を準備しておくこと。

8 人員配置

(1) 職員の配置は、圏域ごとに次のとおり常勤で配置する。

[中部圏域]

① 保健師又はこれに準ずる者 1 人

保健師に準ずる者として、地域ケア・地域保健等に関する相談業務の経験に加え、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する看護師。なお、この看護師に准看護師は含まないものとする。

② 社会福祉士又はこれに準ずる者 1 人

社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者。

③ 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1 人

主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知) に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

④ 機能強化専門職員 1 人

保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士、精神保

健福祉士又は介護支援専門員等の医療や介護における専門的知識及び経験を有する職員のうち、生活支援コーディネーター業務及び認知症地域支援推進員業務を担当する専門職員。

(2) (1)に掲げる職員のうち、1人は管理者を兼ねることができる。また、必要に応じて事務職員（非常勤でも可とする。）を配置することができる。

(3) (1)に掲げる職員は令和4年度中の配置見込みを可とする。

## 9 職員の責務

(1) 地域包括支援センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく、その業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 地域包括支援センター職員は、本事業の果たすべき役割の重要性を考慮し、各研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、個別処遇計画の策定等の技術に関し自己研鑽に努めること。

## 10 法令等の遵守

地域包括支援センターの運営にあたっては、本仕様書のほか、関係法令を遵守しなければならない。

### 1.1 守秘義務

地域包括支援センターの設置者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また各事業の実施に当たり、当該事業の実施に関する個人情報を利用する必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

### 1.2 公平・中立性

受託者は、地域包括支援センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

### 1.3 その他

本仕様書は、本業務委託の基本的な事項を定めるものであり、仕様書に記載されていない事項であろうとも、委託の目的を達成するために必要と思われる事項については、受託者の責任において行うものとする。また、本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、市と受託者が双方協議のうえ決定するものとする。